



記者発表資料 2枚

令和7年6月30日
福島県土木部技術管理課

土木工事における熱中症対策の積算方法を改定しました

このたび、「土木請負工事における現場環境改善費」の積算方法を改定し、令和7年7月1日以降に変更起工するものから適用することとしましたので、お知らせします。

【改正の概要】

- ・「現場環境改善費」（率計上）から、「避暑（熱中症予防）・防寒対策」を切り離し、熱中症対策・防寒対策にかかる費用を「現場環境改善費」（率計上）の50%を上限に計上できることとした。

※ 国土交通省の土木工事積算基準の令和7年改定内容を準拠

【費用計上の取扱い】

- ・主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、受注者からの協議により、対策の妥当性及び現場管理費に計上される作業員個人の対策費用と重複がないことを発注者が確認のうえ、変更設計の対象とすることとした。

※熱中症対策の具体例は別紙を参考としてください。

改定内容の詳細は技術管理課ホームページからご確認ください。

(URL) <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/nettyuusho.html>



【問い合わせ先】

土木部 技術管理課（担当者）主幹(兼)副課長 佐藤文裕
電話 024-521-7458 内線 3535 FAX 024-521-7949



福島県土木部が発注する公共土木工事における熱中症対策について、以下のとおり計上する（令和7年7月1日適用）

- 共通仮設費の現場環境改善費で避暑（熱中症予防）対策を計上
- 工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して、現場管理費を補正

●土木工事の積算における熱中症対策にかかる経費の計上と熱中症対策の例

	区分	計上項目	積算方法	熱中症リスク軽減対策の例
熱中症対策	共通仮設費	●現場環境改善費(K) $K = i \cdot (n/5) \cdot P_i + \alpha$ α : 積上げ計上分 （単位: 円、1000円未満切り捨て）	積上げ(+ α) （ただし、 $n=5$ として計上される率分の50%を上限とする） ※現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複しないことを確認し、設計変更時に計上する	●スポットクーラー、扇風機等 ●ドライミスト発生装置 ●送風機等 ●テント付き屋外休憩所 等
	現場管理費	●「土木工事における熱中症対策に関する試行要領」による現場管理費の補正 補正值(%) = 真夏日率 × 補正係数(1. 2) 真夏日率 = 工事期間中の真夏日 ÷ 工期 ※真夏日: 日最高気温が30度以上の日 またはWBGT値が25度以上の日	補正	●空調機能付き作業服、首掛けクーラー等 ●冷感スプレー等 ●塩飴、スポーツドリンク 等

頁	新	旧
表紙	土木工事標準積算基準 〔 I 〕 （総則・共通工・河川） 令和7年1月20日 <u>令和7年7月1日一部改正</u> 福島県土木部	土木工事標準積算基準 〔 I 〕 （総則・共通工・河川） 令和7年1月20日 福島県土木部

土木工事標準積算基準（令和7年7月1日一部改正）新旧対照表

頁	新	旧																														
第Ⅰ編第8章 土木請負工事における現場環境改善費の積算 Ⅰ-8-①-1 (①101)	第8章 土木請負工事における現場環境改善費の積算 ① 土木請負工事における現場環境改善費の積算 1. 対象となる内容は次のとおりとする。 工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。 2. 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等で実施が困難なもの及び効果が期待出来ないものについては、対象外とすることが出来る。 3. 積算方法 (1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を実施する場合は積上げ計上とする。 イ. 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。 $K = i \cdot (n/5) \cdot P_i + \alpha$ ただし K：現場環境改善費（単位：円、1000円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め） n：現場環境改善で実施する内容の数（項目数、最大5） Pi：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分）＋無償貸付機械等評価額） なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。 α：積上げ計上分（単位 円、1000円未満切り捨て） <table><tr><th colspan="2">対象額：Pi</th><th colspan="2">現場環境改善費率：i（％）</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>市街地</th><th>左記以外</th></tr><tr><td rowspan="2">直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額</td><td>5億円以下の場合</td><td>$i = 56.6 \cdot P_i^{-0.176}$</td><td>$i = 39.9 \cdot P_i^{-0.201}$</td></tr><tr><td>5億円を超える場合</td><td>i = 1.73</td><td>i = 0.71</td></tr></table> ロ. 率に計上されるものは、別表－1の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）につき1内容（いずれか1費目のみ2内容）までの最大5つの内容を計上することができる。 なお、地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を適切に選択すること。 ハ. 積上げ計上分（α）に計上するものは、<u>(2)の「熱中症対策・防塵対策に関する費用」及び「巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でない」と判断されるものの費用</u>とする。 ニ. なお、経費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。 ホ. 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。 ヘ. 近接工事の条件に該当する追加工事を発注する場合で、現場環境改善の費用を計上する場合は、現工事の項目数（n）と同じとすること。 Ⅰ-8-①-1① 101	対象額：Pi		現場環境改善費率：i（％）				市街地	左記以外	直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 56.6 \cdot P_i^{-0.176}$	$i = 39.9 \cdot P_i^{-0.201}$	5億円を超える場合	i = 1.73	i = 0.71	第8章 土木請負工事における現場環境改善費の積算 ① 土木請負工事における現場環境改善費の積算 1. 対象となる内容は次のとおりとする。 工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。 2. 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等で実施が困難なもの及び効果が期待出来ないものについては、対象外とすることが出来る。 3. 積算方法 (1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を実施する場合は積上げ計上とする。 イ. 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。 $K = i \cdot (n/5) \cdot P_i + \alpha$ ただし K：現場環境改善費（単位：円、1000円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め） n：現場環境改善で実施する内容の数（項目数、最大5） Pi：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分）＋無償貸付機械等評価額） なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。 α：積上げ計上分（単位 円、1000円未満切り捨て） <table><tr><th colspan="2">対象額：Pi</th><th colspan="2">現場環境改善費率：i（％）</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>市街地</th><th>左記以外</th></tr><tr><td rowspan="2">直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額</td><td>5億円以下の場合</td><td>$i = 56.6 \cdot P_i^{-0.176}$</td><td>$i = 39.9 \cdot P_i^{-0.201}$</td></tr><tr><td>5億円を超える場合</td><td>i = 1.73</td><td>i = 0.71</td></tr></table> ロ. 率に計上されるものは、別表－1の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）につき1内容（いずれか1費目のみ2内容）までの最大5つの内容を計上することができる。 なお、地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を適切に選択すること。 ハ. 積上げ計上分（α）に計上するものは、費用が巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でない」と判断されるものとする。 ニ. なお、経費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。 ホ. 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。 ヘ. 近接工事の条件に該当する追加工事を発注する場合で、現場環境改善の費用を計上する場合は、現工事の項目数（n）と同じとすること。 Ⅰ-8-①-1① 101	対象額：Pi		現場環境改善費率：i（％）				市街地	左記以外	直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 56.6 \cdot P_i^{-0.176}$	$i = 39.9 \cdot P_i^{-0.201}$	5億円を超える場合	i = 1.73	i = 0.71
対象額：Pi		現場環境改善費率：i（％）																														
		市街地	左記以外																													
直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 56.6 \cdot P_i^{-0.176}$	$i = 39.9 \cdot P_i^{-0.201}$																													
	5億円を超える場合	i = 1.73	i = 0.71																													
対象額：Pi		現場環境改善費率：i（％）																														
		市街地	左記以外																													
直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 56.6 \cdot P_i^{-0.176}$	$i = 39.9 \cdot P_i^{-0.201}$																													
	5億円を超える場合	i = 1.73	i = 0.71																													

土木工事標準積算基準（令和7年7月1日一部改正）新旧対照表

第Ⅰ編第8章
土木請負工事における現場環境改善費の積算

I-8-①-2
(①102)

(2) 熱中症対策・防寒対策に関する費用について

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分の計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。

(3) 設計変更について

率に計上されるものについては、必要に応じて実施する内容の数を変更できるものとする。さらに、対象金額（Pi）の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積み上げ計上分（α）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

【別表－1】

計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
現場環境改善 （営繕関係）	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 （安全関係）	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等）
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献

(2) 設計変更について

率に計上されるものについては、必要に応じて実施する内容の数を変更できるものとする。さらに、対象金額（Pi）の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積み上げ計上分（α）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

【別表－1】

計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
現場環境改善 （営繕関係）	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 （安全関係）	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等） 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献

① 102

I-8-①-2

① 102

I-8-①-2